

別表（第3条関係）

1 交付単価

地 目	区 分	交付上限額（10アール当たり）
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円
草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	3,000円
	草地比率の高い草地	1,500円
採草放牧地	急傾斜	1,000円
	緩傾斜	300円

ただし、集落協定については、実施要領及び実施要領の運用に規定する農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、個別協定については、実施要領及び実施要領の運用に規定する農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、上記交付単価に0.8を乗じた額とするとともに、2(1)及び(3)から(5)までに掲げる加算措置は適用しないものとする。

2 加算措置

協定認定年度（ただし、途中の年度で協定変更した場合には当該変更年度）から令和11年度までに、次の各号に掲げる取組を行った場合、加算措置を適用するものとする。

(1) 棚田地域振興活動加算

集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、実施要領の運用第8の2に定めるところにより、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて以下の交付上限額の範囲内で加算する。

地 目	区 分	交付上限額（10アール当たり）
田	急傾斜	10,000円
畑		
田	超急傾斜	14,000円
畑		

注1：棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算及び集落機能強化加算の経過措置のいずれの加算についても交付を行わないものとする。

注2：棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20

度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。

(2) 超急傾斜農地保全管理加算

集落協定等の活動において、実施要領の運用第8の3に定めるところにより、協定農用地内の勾配が田で1／10以上、畑で20度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて以下の交付上限額の範囲内で加算する。

地 目	交付上限額（10アール当たり）
田	6,000円
畑	

注：超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(3) ネットワーク化加算

集落協定の活動において、実施要領の運用第8の4に定めるところにより、複数の集落協定内でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動の継続のための活動を行う場合に、当該協定農用地の全てに以下の交付上限額の範囲内で加算する。

地 目	交付上限額（10アール当たり）		
	5ha以下の部分	5ha超、 10ha以下の部分	10ha超、 40ha以下の部分
田	10,000円	4,000円	1,000円
畑			
草地			
採草放牧地			

注1：1協定当たりの加算額は、100万円/年を上限（ただし、集落協定間の統合を行う場合は、統合前の協定単位で上限を設定）とする。

注2：ネットワーク化加算の交付を受ける協定については、集落機能強化加算の経過措置の交付を行わないものとする。

(4) スマート農業加算

集落協定の活動において、実施要領の運用第8の5に定めるところにより、スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに以下の交付上限額の範囲内で加算する。

地 目	交付上限額（10アール当たり）
田	5,000円
畑	
草地	
採草放牧地	

注1：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注2：スマート農業加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(5) 集落機能強化加算の経過措置

集落協定の活動において、実施要領の運用第8の6に定めるところにより、改正前の中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付）第6の3の（2）のイの（エ）の集落機能強化加算の適用を受けた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の活動において、以下の交付上限額の範囲内で加算する。

地 目	交付上限額（10アール当たり）
田	3, 0 0 0円
畑	
草地	
採草放牧地	

注1：1協定当たりの加算額は、200万円／年を上限とする。

注2：集落機能強化加算の経過措置の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

注3：集落機能強化加算の経過措置の交付を受ける協定については、ネットワーク化加算の交付を行わないものとする。